

## 秋田県特別栽培農産物認証業務規程

### (適用の範囲)

第1条 この業務規程は、「公益社団法人秋田県農業公社」(以下「公社」という。)が秋田県特別栽培農産物認証要綱(以下「要綱」という。)第7条に基づき、秋田県内において行う特別栽培農産物認証業務について定める。

### (認証業務の方針)

第2条 公社が行う認証業務方針は、次のとおりとし、すべての活動はこの方針に基づいて行われるものとする。

- (1) 認証に係る業務を公明、公正及び迅速に行う。
- (2) 認証の信頼性確保のため、技術的能力の維持及び向上に努める。
- (3) 認証の機密保持、客観性及び公平性を保つため、他の部門からの影響の排除に努める。
- (4) 秋田県特別栽培農産物認証制度(以下「認証制度」という。)の適正な運営に努める。

### (責務)

第3条 公社は、定款の定めるところにより、要綱に基づく認証機関として特別栽培農産物の認証業務を行うものとする。

- 2 公社は、公社に与えられた権限を適正に行使するとともに、公社が行うすべての認証業務に責任を負うものとする。
- 3 公社は認証に係る業務の一部又は全てを他機関に委託することができるものとする。この場合、委託先が行う業務は、この業務規程の範囲内に限るものとし、かつ、機密保持を守るよう指示するものとする。

### (認証を行う者の職務)

第4条 認証の業務を行う者の職務は、書類審査、ほ場検査、現地検査及び精米現地検査の業務並びに判定の業務とする。

- 2 理事長は、その業務に従事する者を任命し、その任命を受けた者は公正に認証業務を行うものとする。
- 3 秋田県特別栽培農産物認証実施要領(以下「要領」という。)第3条(4)の特例により、理事長が任命した者は、ほ場検査、及び現地検査の職務を行うものとする。
- 4 理事長は、任命に際して、秋田県特別栽培農産物認証業務規程(以下「規程」という。)第2条及び第5条を遵守する旨の宣誓書を求めるものとする。

### (機密保持)

第5条 認証の業務を行う者は、業務遂行上知り得た秘密を漏らし又は自己の利益に使用してはならない。

(業務時間等)

第6条 会社が認証業務を行う時間は、8時30分から17時15分までとする。

2 休業日は、土・日曜日、国民の祝日、年末の12月29日から31日まで並びに年始の1月2日及び3日とする。

3 やむを得ない場合は休業日に検査業務を行えるものとする。

(認証を行う農産物)

第7条 会社は、要綱第3条第2項に定める農産物について認証を行うものとする。

(認証申請料)

第8条 会社は、要綱第14条第1項及び第2項による認証申請を受理するときは、当該申請者から別表1に定める認証申請料を徴収するものとする。ただし、規程第4条第3項によるほ場検査、及び現地検査を行う場合は料金を免除する。

(農産物の認証申請及び受理)

第9条 要綱第14条第1項の規定により特別栽培農産物の認証を受けようとする者（以下「申請者」という。）から認証申請を受けるときは、特別栽培農産物認証申請書（様式第1号）に、栽培計画書（様式第2号）、出荷・販売計画書（様式第3号）、ほ場概要書（様式第4号）及びその他の必要な書類を添付させるものとする。

2 申請者が自ら生産した特別栽培米を自ら精米して出荷、販売する場合は、前項の添付書類に加えて精米責任者・精米確認者届（様式第17号）、精米出荷・販売計画書（様式第18号）及び精米施設概要書（様式第19号）を添付させるものとする。

3 申請の期間は次のとおりとする。

(1) 栽培開始時期が2月から7月までの農産物及び多年性農産物は、栽培開始前年の12月1日から栽培開始年の1月20日とする。また、前年度から株養成を行う農産物は、収穫前年の12月1日から収穫年の1月20日とする。（申請日の期間の初日又は最終日が祝日、土日曜日又はその他の休日にあたる場合は、その翌日を初日又は最終日とする。以下同じ。）

(2) 栽培開始時期が8月から翌年1月までの農産物の申請は、栽培開始年の5月1日から5月末日とする。

(3) (1) で申請する農産物において、同期間中の申請が困難だった場合、(2) の期間に申請できるものとする。ただし、すでにはほ場での栽培が開始されているものは、栽培記録等必要書類が整備されている場合に限る。また、(1) の申請後、ほ場、生産者の追加がある場合も、(2) の期間に追加申請できるものとする。

(4) 同一ほ場において、同一農産物を同一栽培様式、同一栽培計画により年間複数回栽培するときは、(1) 又は(2) のどちらかの期間にまとめて申請することができるものとする。

4 認証申請は、農産物の種類、ほ場、認証区分、作型等にかかわらず、前項各号の規定による申請期間区分を1件とするものとする。

- 5 公社は、認証申請の受理にあつては、申請の内容を十分に確認するものとする。
- 6 公社は、特別な理由がない限り、申請の受理を拒否しないものとし、受理しないときはその理由を申請者に通知するものとする。

(農産物に係る栽培計画の承認)

第 10 条 理事長は、計画の審査を行うための検査員を定める。

- 2 検査員は、認証申請の栽培計画が認証基準に適合するか否かの書類検査を行う。
- 3 理事長は、栽培計画が認証基準に適合すると認めるときは、申請者に栽培計画承認通知（様式第 6 号）により通知するとともに、栽培計画承認報告書（様式第 7 号）により知事に報告するものとする。
- 4 栽培計画承認通知による通知は、規程第 8 条による認証申請料の納入後とする。

(農産物に係るほ場検査)

第 11 条 理事長は、ほ場検査を行うための検査員を定める。

- 2 検査員は、認証申請のほ場について、認証基準に適合するか否かについて現地確認を行い、そのほ場検査結果をほ場検査報告書（様式第 5 号）により理事長に提出するものとする。ただし、過去にほ場検査を受けたほ場に条件等の変更がない場合は、ほ場検査を省略できるものとする。

(栽培記録等の整備)

第 12 条 栽培計画の承認をうけた申請者に、栽培管理記録の記帳及び、当該ほ場に看板（様式第 4 号）を設置させるものとする。

(農産物に係る現地検査)

第 13 条 理事長は、実際の栽培状況等の現地検査を行うための検査員を定める。

- 2 検査員は、規程第 10 条第 3 項の規定により栽培計画承認をしたほ場における農産物の栽培及び管理状況、農薬、化学肥料等の資材の購入及び使用状況、栽培管理記録状況等について現地検査を行い、その検査結果を現地検査報告書（様式第 9 号）により理事長に報告するものとする。
- 3 現地検査を行うほ場は抽出し検査（抽出検査）できるものとするとともに、申請者の適正な生産を確認するため、抽出検査の他に必要に応じて現地検査を行うことができるものとする。
- 4 抽出検査を行う場合は、生産者 1 人につき申請ほ場の総数の平方根（小数点以下四捨五入）の数のほ場を抽出して行うものとする。

(栽培実績報告等)

第 14 条 収穫までに認証通知書（様式第 12 号）と認証票を必要とする申請者は、収穫を開始する 2 1 日前までに、特別栽培農産物の栽培実績報告書（様式第 10 号）により報告させるものとする。

- 2 出荷までに認証通知書（様式第 12 号）と認証票を必要とする申請者は、出荷を開始する 2 1 日前までに、特別栽培農産物の栽培実績報告書（様式第 10 号）により報告させるものとする。

(農産物に係る判定と認証)

第 15 条 理事長は、認証の可否の判定を行うための判定員を定める。

- 2 判定員は、認証申請書、現地検査報告書及び栽培実績報告書に基づき認証の可否の判定を行い、その判定結果を判定結果報告書により理事長に報告するものとする。
- 3 理事長は、前項の判定に基づき認証基準に適合すると認められる場合は、申請者に認証通知書（様式第 12 号）により通知するとともに、認証実績報告書（様式第 13 号）により知事に報告するものとする。
- 4 公社は、前項の認証通知と併せて、申請者に認証票の交付をするものとする。

(出荷報告)

第 16 条 申請者は、認証された特別栽培農産物の生産された年の翌年度 7 月末までに出荷・販売実績書（様式第 14 号）及び認証票使用実績書（様式第 15 号）を農産物ごとに公社に提出するものとする。

(精米認証申請及び受理)

第 17 条 要綱第 14 条第 2 項の規定により特別栽培農産物の認証を受けた玄米を用いた精米の認証を受けようとする者（以下「精米業者」という。）から認証申請を受けるときは、精米認証申請書（様式第 16 号）に、精米責任者及び精米確認者届（様式第 17 号）、精米出荷・販売計画書（様式第 18 号）、精米施設概要書（様式第 19 号）及び認証票交付申請書（様式第 11 号）及びその他の必要な書類を添付させるものとする。

- 2 申請期間は、同年度産の玄米について、7 月 1 日から 8 月 10 日、及び 12 月 1 日から 1 月 20 日とする。（申請日の期間の初日又は最終日が祝日、土日曜日又はその他の休日にあたる場合は、その翌日を初日又は最終日とする。以下同じ。）ただし、自ら生産した特別栽培米を自ら精米して出荷、販売する場合は、上記第 9 条 2 号のとおり、農産物の認証申請と同時にできるものとする。
- 3 公社は、認証申請の受理にあつては、申請の内容を十分に確認するものとする。
- 4 公社は、特別な理由がない限り、申請の受理を拒否しないものとし、受理しないときはその理由を認証申請者に通知するものとする。

(精米に係る判定及び認証)

第 18 条 理事長は、認証の可否の判定を行うための判定員を定める。

- 2 判定員は、認証申請書、及び添付書類により認証の可否の判定を行い、その判定結果を判定結果報告書により理事長に報告するものとする。
- 3 理事長は、判定結果報告書の内容が認証に適合すると認められるときは、申請者に精米認証通知書（様式第 20 号）により通知するとともに、精米認証報告書（様式第 21 号）により知事に報告するものとする。
- 4 公社は、前項の精米認証通知と併せて申請者の認証票を交付するものとする。

(精米施設現地検査)

第 19 条 理事長は、実際の精米施設の現地検査を行うための検査員を定める。

2 検査員は、認証した精米施設の状況及び精米管理記録の記載状況等を確認するため、精米施設の現地検査を行い、その検査結果を精米施設現地報告書（様式第 22 号）により理事長に報告する。

（精米出荷報告）

第 20 条 精米業者は、申請した翌年度の 7 月末までに認証から 6 月末までの精米出荷・販売実績書（様式第 23 号）及び認証票使用実績報告書（様式第 24 号）を公社に提出するものとする。

（認証生産の変更又は中止）

第 21 条 申請者及び精米業者（以下「申請者等」という。）が、第 9 条又は第 16 条による認証申請書及び添付書類の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく特別栽培農産物等認証変更申請書（様式第 26 号）及び変更に係る添付書類を提出させるものとする。

なお、申請圃場は変更出来ないが、災害等により申請者本人に瑕疵なく収穫できない事態が発生した場合、栽培記録等必要書類が整備され認証基準に適合する栽培が行われていることが現地検査により確認できるほ場に限り変更を認めるものとする。

2 認証を中止する場合は、認証中止届出（様式第 27 号）に中止に係る書類等を添付して提出させるものとする。

3 公社は、第 1 項の変更申請があったときは、認証要件に適合するか否かを審査し、適合する場合は生産者等に認証変更承認通知（様式第 28 号）をするものとする。

（認証の取り消し）

第 22 条 公社は、認証において次のいずれかに該当し不適正と判断したときは、その認証を取り消すものとする。

- (1) 不正な手段により認証申請し、認証を受けたとき
- (2) 申請者等がほ場審査及び現地審査等に協力しないか又は応じないとき
- (3) 記録に事実と異なる記載が認められたとき
- (4) 認証票を不正に使用したとき
- (5) その他公社が取り消しを適当と判断したとき

2 公社は、前項の規定により認証を取り消すときは、その理由を付して申請者等に取り消し通知（様式第 29 号）をするものとする。

3 公社は、第 1 項の規定により認証を取り消したときは、取り消しの日から 1 年間当該申請者等に係る認証を行わないことができるものとする。

（申請者等への検査・指導）

第 23 条 公社は、必要に応じて認証をした申請者等の検査を行い、改善を必要とする場合には必要な措置を講ずるよう指導を行うものとする。

（内部監査体制）

第 24 条 公社は、認証に係る審査部門及び判定部門に対する内部監査を毎年行うものとする。

(認証票の交付及び表示)

第 25 条 認証票の交付及び表示については、別表 2 及び「秋田県特別栽培農産物表示規程」によるものとする。

(帳簿の記載及び保存)

第 26 条 公社は、要綱第 10 条の規定により、次の事項を記載した帳簿を整備し、それを 5 年間保存するものとする。

- (1) 認証を申請した者の氏名又は名称及び住所、電話番号等
- (2) 認証の申請を受理した年月日
- (3) 認証を行った年月日
- (4) 認証した農産物名及びその栽培面積、又は精米数量
- (5) 認証した申請者、精米業者、栽培責任者、確認責任者、精米責任者、精米確認者、ほ場、精米施設名及び登録番号
- (6) ほ場検査報告書、現地検査報告書、精米施設現地検査報告書及び判定結果
- (7) 認証のための検査及び判定を行った者の氏名

(申請者等の帳簿等の保存指示)

第 27 条 公社は、当該認証に係る帳簿、記録等を、5 年間申請者等に保存させるものとする。

(個人情報の取扱い)

第 28 条 特別栽培農産物認証事業の実施に際して得た個人情報は「公益社団法人秋田県農業公社個人情報保護規程」に基づき、適正に管理する。

(その他)

第 29 条 この規程に定めるほか、認証業務に関し必要な事項は、別に理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1. この規程は、平成 12 年 12 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2. 第 9 条第 3 項各号の認証申請期間は平成 12 年度に限り平成 12 年 12 月 1 日から平成 13 年 1 月 31 日までとする。

附 則

(施行期日)

1. この規程は、平成 13 年 11 月 29 日から施行する。

(経過措置)

2. 第9条第3項各号の認証申請期間は、当分の間、12月から翌年の1月15日までとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成15年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、公益社団法人秋田県農業公社の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成30年12月3日から施行する。

附 則

(施行期日)

1. この規程は、令和6年9月1日から施行する。

(経過措置)

2. 対象の農産物は、令和7年度産からとする。